

## コーポレート・ガバナンス

### 基本的な考え方

パルコは、企業価値向上のためには、株主の権利・利益の保護、株主以外のステークホルダーとの円滑な関係の構築、経営の透明性の確保および有効な経営監視体制の構築が不可欠であるとの認識から、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。また、経営における監督機能と執行機能の分離を明確化し、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築するとともに、執行役へ大幅に権限を委譲し迅速な意思決定・執行体制を確立するため、委員会設置会社形態を採用しています。

### 取締役

取締役会は、経営の基本方針に関する意思決定、取締役および執行役の職務執行の監督を行います。取締役会は10名の取締役（うち社外取締役8名）で構成され、毎月1回定期開催するほか、必要に応じて機動的に臨時開催しています。2010年度における実施状況は、定期・臨時合わせ14回開催しました。

### 委員会

各委員会それぞれの権限に基づき経営監督および取締役会報告を行います。また、各委員会の活動を補佐するために委員会事務局を設置し、専従スタッフを配置しています。

#### □ 指名委員会

取締役の選解任に関する株主総会に提出する議案内容の決定、取締役会に対する代表執行役・執行役候補者の推薦、解任提案をする権限を有します。社外取締役5名（すべて独立役員）で構成しています。

2010年度は、9回開催しました。

#### □ 監査委員会

取締役・執行役の職務執行の監査、会計監査人の選解任・不再任に関する株主総会に提出する議案内容の決定をする権限を有します。社外取締役5名（すべて独立役員）で構成しています。

2010年度は、13回開催しました。

#### □ 報酬委員会

取締役・執行役の個人別報酬内容を決定する権限を有します。社外取締役5名（すべて独立役員）で構成しています。

2010年度は、4回開催しました。

### 執行役・経営会議

執行役は取締役会の決定した基本方針に基づき具体的な業務執行を行います。

経営会議は、代表執行役社長が具体的な業務執行上の意思決定をするための審議機関です。経営会議のメンバーは、役付執行役、ストアオペレーション本部担当執行役、財務／IR部および経理部の担当執行役、グループ監査室担当執行役および議案上程部門・関連部門の執行役で構成しています。

### グループ監査室

内部監査部門として、専任の執行役のもとグループ監査室（9名）を設置し、監査計画に基づき当社およびグループ子会社の業務全般にわたる合法性、合理性およびリスク管理状況の監査を実施しています。さらに、グループ子会社の監査役と随時監査情報を交換し、効率的な監査を実施しています。

### 社外取締役の役割

多様な見識や経験を有する社外の視点を当社取締役会に取り入れることにより、経営の透明性と業務執行の監督の実効性をより一層向上させることを目的として、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の議長または委員に就任しています。

## 内部統制

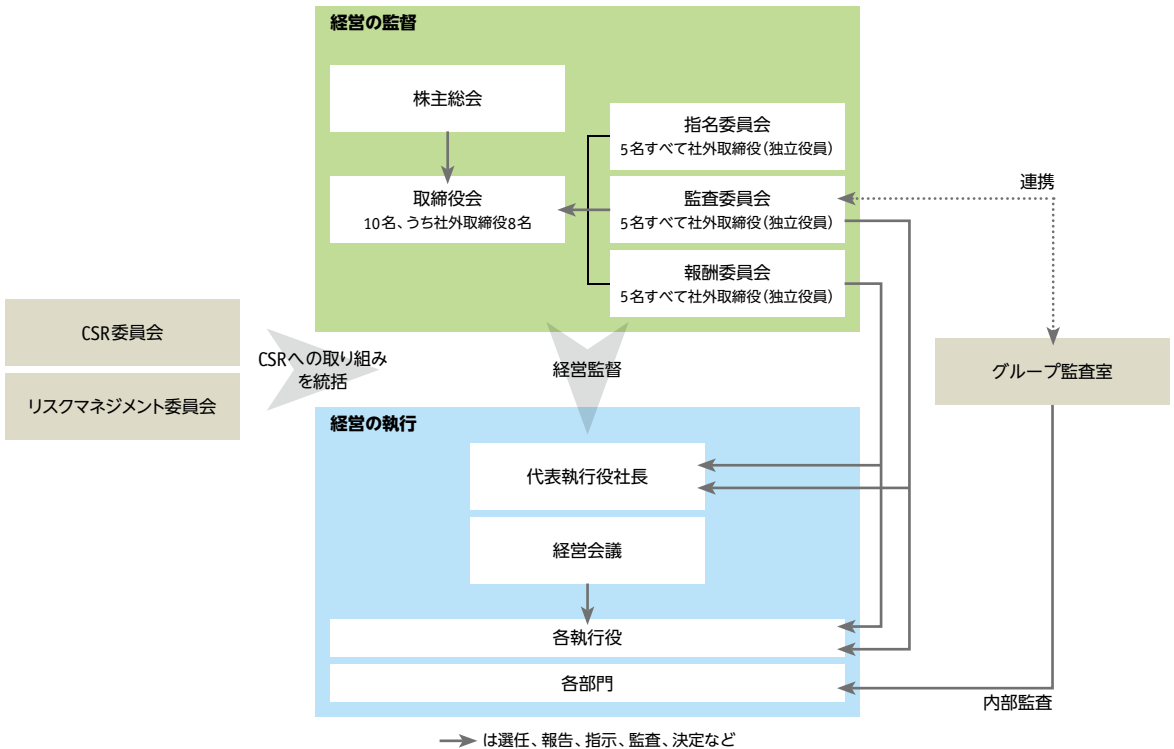
### □ 基本的な考え方

パルコは、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令などの遵守ならびに資産の保全などにおいて、パルコおよびパルコグループの業務の適正を確保する体制を定め、もって企業価値の向上に努めています。

### □ コンプライアンス体制

コンプライアンス体制整備の一環として、全社員が遵守し実践すべき「コンプライアンス基本理念」、「行動規範」を制定しているほか、「経営理念」や「10の行動指針」、コンプライアンス活動指針などを盛り込んだ「パルコ社員ハンドブック」を配布するなど、社内啓蒙活動を進めています。また、コンプライアンスの達成および危機管理の観点から、通報者が通報したことによる不利益を被ることのない社内通報制度を設けています。

### 経営の監督と執行の仕組み



さらに詳しい情報は、Webサイトのコーポレートガバナンスページをご覧ください

➤ [www.parco.co.jp/group/corporate/](http://www.parco.co.jp/group/corporate/) ➤ 企業情報 ➤ コーポレートガバナンス